**【住宅地開発における「チェックリスト」】**

|  |  |
| --- | --- |
| **防犯環境を良好に維持するための基準** |  |
| **基準の対象・運用の主体** | **基準の内容** | **開発規模ごとに適用する基準** | **必要な基準項目数****（適用項目を選択）** |  |
| ⅰ.500 ～999㎡ | ⅱ1000～2999㎡ | ⅲ3,000㎡～ |  |
| Ａ 住民団体 | 町会・自治会への加入、住民団体の設立 | ● | ● | ● | 必須 |  |
| ルール化の方策（下記ｱ～ｳの該当するものに○を付す。）ｱ､任意協定　地区計画（ｲ､既存・ｳ､新規） | ● | ● | ● | 必須（事業者・住民同士で定めた協定のこと） |  |
| Ｂ 地区の防犯設計基準　～ みんなでやる ～※３ | 1. コモンスペース等の維持･管理
 | □ | □ | □ | 左記の項目から以下の基準に適用するようそれぞれ選択するⅰ：○いずれか2項目以上ⅱ：○いずれか3項目以上ⅲ：○いずれか6項目以上 |  |
| 1. 道路、公園等の清掃・門掃き、美化活動の実施
 | □ | □ | □ |  |
| 1. フラワー・グリーンライン（道路に面する敷地の部分）・花壇、フラワーポットの配置・管理 \*1
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 地区内の自主パトロール
 | □ | □ | □ |  |
| 1. コモンスペース等への防犯カメラの設置 \*2
 | □ | □ | □ |  |
| 1. ゴミ集積場所のふた付きタイプ等非開放型の設置（かご型に限る。）
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 夜間点灯（照明の点灯運動等）
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 登・下校や小学校等の行事に合わせた子どもの見守り
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 独自に工夫した基準
 | □ | □ | □ |  |
| 小計 | 2/9 | 3/9 | 6/9 |  |  |
| C 各戸の防犯設計基　準　～ 各自がやる ～ | 1. 室内からの見通しを確保した居室の配置
 | □ | □ | □ | 左記の項目から以下の基準に適用するようそれぞれ選択するⅰ：○いずれか8項目以上ⅱ：○いずれか8項目以上ⅲ：○いずれか9項目以上 |  |
| 1. ワンドアツーロック、オートロックの採用
 | □ | □ | □ |  |
| 1. １階窓への防犯建物部品等の使用
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 自動点灯機能付き 門灯、玄関灯の設置
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 録画機能付きインターホーンの設置
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 敷地内を撮影する防犯カメラの設置
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 常夜灯又はセンサーライトの設置
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 配管、雨樋、室外機等上階への足掛かりとならない工夫
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 庭や通路の砂利敷き
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 外構の見通し確保　（一定の高さ以下のブロック塀・生垣等）
 | □ | □ | □ |  |
|  |
| 1. 自転車盗難への対策
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 独自に工夫した基準
 | □ | □ | □ |
| 小計 | 8/12 | 8/12 | 9/12 |  |  |
| Ｒ 道路に関する防犯　設計基準 \*4 | 1. 隅切りの確保（視認性の確保）
 | □ | □ | □ | 左記の項目から以下の基準に適用するようそれぞれ選択するⅰ：○いずれか2項目以上ⅱ：○いずれか3項目以上ⅲ：○いずれか4項目以上 |  |
| 1. 歩車道分離施設の設置（バイク等によるひったくり防止）
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 歩行者道（緑道等）の適正な配置と環境整備
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 狭窄部、シケイン、イメージハンプの設置
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 照度の確保（LEDの採用）
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 防犯カメラの設置 \*2
 | □ | □ | □ |  |
| 小計 | 2/6 | 3/6 | 4/6 |  |  |
| Ｐ 公園に関する防犯　設計基準 \*4 | 1. 内外の見通しの確保
 | □ | □ | □ | 左記の項目から以下の基準に適用するようそれぞれ選択するⅰ：○いずれか2項目以上ⅱ：○いずれか2項目以上ⅲ：○いずれか3項目以上 |  |
| 1. 自転車・バイクの制限
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 照度の確保
 | □ | □ | □ |  |
| 1. 防犯カメラの設置 \*2
 | □ | □ | □ |  |
| 小計 | 2/4 | 2/4 | 3/4 |  |  |
| 合計 | 15/32 | 17/32 | 23/32 | ⅰ：47％・ⅱ：53％・ⅲ：71％ |  |
| \*1 フラワー・グリーンライン：道路境界から、一定の距離までの敷地の部分（15cm程度）。美化活動のための空間。　なお、壁面線等の後退については、地区計画によって定める。 |
|
| \*2 「防犯カメラ運用規定」などが整備されていること。 |
| \*3 共同で管理する内容については任意協定を結ぶこと。 |
| \*4 将来管理者との協議が優先する。\*５ 500㎡未満の宅地開発事業でも、足立区防犯設計タウンの認定を申請する場合は本基準を準用する。 |
|  |

**防犯設計ガイドラインチェックリスト**

**工事箇所（住所）：**

|  |  |
| --- | --- |
| **⑤　住宅地開発に係る配慮すべき事項** | ※該当項目に☑にチェックを入れてください |
| Ａ）宅地開発に関する事項 |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ａ） | 通過交通を抑止する道路においては、進入部に狭窄等を施すなどにより、進入しづらい空間とする。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｂ） | 通過交通の速度を抑えるため、狭窄、シケイン、イメージハンプなどを設置する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｃ） | 交差点では隅切りを設置する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｄ） | 囲障は、敷地内のプライバシー確保と侵入の抑止に配慮しながら、敷地内外への見通しを確保したものとする。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｅ） | 公園・環境空地等を設置する場合は、内外からの見通しを確保する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｆ） | ゴミ集積場や公園・環境空地等のスペースに掲示板を設置するとともに、防犯に配慮していることを掲示する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| Ｂ）住宅整備に関する事項 |
| ａ） | 敷地境界から壁面を後退させ、見通しを確保するとともに、開口部への侵入の足場になるようなものを置かないようにする。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｂ） | ドアは、防犯性の高い錠を用いるとともに、ワンドアツーロック、オートロックなどを採用する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｃ） | 開口部にガラスを用いる場合には、防犯性の高いガラスを採用する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｄ） | 道路に面して花壇などを設置し、日常的に敷地内外への住民の出入りがあるような仕掛けをする。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｅ） | 室内から、庭や公共空間（道路等）が見渡せるようにする。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｆ） | 道路に面にして門灯を設置し、敷地内外の明るさを確保する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ｇ） | 録画機能付インターホンや防犯カメラ、センサーライトなどの機器を効果的に設置する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｈ） | 居住者等と防犯にも配慮した住環境の維持管理に関する協定を締結する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| **⑥　建設中の現場に係る配慮すべき事項** | ※該当項目に☑にチェックを入れてください |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ａ） | 敷地内から隣地への侵入を抑止するために1. **仮囲いと現場事務所や資材置き場等との間**に離隔を確保する。
2. **足場など**が隣家への侵入経路にならないよう配慮する。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｂ） | **ゲートの鍵の管理**を徹底し、工事中以外の時間帯における敷地内への侵入を抑止する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｃ） | 透過性のある仮囲いを用いて**敷地内外の見通しを確保し、死角をつくらないよう**配慮する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｄ） | **照明を設置**して、夜間において平均水平面照度がおおむね３ルクス以上を確保する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｅ） | **警報装置や防犯ブザー、センサーライトなどの機器**を効果的に設置する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｆ） | 工事に関する注意喚起と同時に、工事の情報や防犯への配慮等について掲示し、近隣住民等にアピールすることで、工事用地への自然な監視の目を集める。 | ☐はい　☐いいえ |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ｇ） | ゲート付近等にガードマンを配置し、工事の上での安全性を確保するとともに、近隣環境の見守り活動を行う。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｈ） | 工事着手前は、敷地前面に花壇などを設置して、一部を近隣住民のコミュニティスペースとして活用する。 | ☐はい　☐いいえ |
| 上記、⑥　建設中の現場に関して、「設計段階である」または「施工業者が決定していない」等の理由で計画が未定である。☐はい　☐いいえ**※上記、「はい」と回答された方へ**a)～h)については、施工業者に伝達してください。 |

参考：部位別照度基準（警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」等から抜粋、地面又は床面における平均照度）

５０ルクス以上：１０ｍ先の人の顔・行動が明確に識別でき、誰であるかを**明確に**

わかる程度の照度

２０ルクス以上：１０ｍ先の人の顔・行動が識別でき、誰であるかわかる程度の照度

１０ルクス以上：１０ｍ先の人の視線の大まかな向きがわかる程度の照度

　３ルクス以上：４ｍ先の人の挙動、姿勢などが認識できる程度の照度。

（４ｍ先：人から危害を加えられそうになった時に即座に防御や

逃避の行動を取る最低限度の距離とされる。防犯灯の明るさの目安。）

　２ルクス以上：１０ｍ先の人の顔の向き、目、口、鼻の位置がわかる程度の照度